

持続可能な脱炭素社会の実現に向けた指定都市市長会提言（案）

令和 6 年 1 1 月にアゼルバイジャンで開催された国連気候変動枠組条約第 2 9 回締約国会議（C O P 2 9）において、日本政府は「N D C 実施と透明性向上に向けた共同行動」を発表し、取組の一つとして「ネットゼロ」「サーキュラーエコノミー」「ネイチャーポジティブ」のシナジーアプローチを掲げたところである。

また、地球温暖化対策推進法等において、国は地球温暖化対策に係る全体の枠組みの形成と地球温暖化対策の総合的実施を担い、地方自治体は地域の実情に応じて総合的かつ計画的な施策を実行することが求められている。

こうした中、総人口の 2 割以上に相当する 2 千 7 百万人以上が居住し、産業が集積している指定都市においては、国のイニシアティブの下、全国の市町村の先導的役割を担い、気候変動緩和の取組を進めているところであるが、以下のとおり自治体の財政的負担が大きく、また制度や運用面でも課題がある。

1 点目として、脱炭素の推進に当たり交付金制度はあるが、年度間や事業間調整のハードルが高いこと、地域の特性や課題に即した制度となっていないこと、自治体の規模に見合った上限額の設定となっていないことなどがあげられる。

2 点目として、水素利活用について、令和 6 年 1 0 月に施行された「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（水素社会推進法）」に基づき、水素の利活用や社会実装に向けた支援策が講じられているが、水素需要の拡大及び供給における財政上の課題を解消する十分な支援とはなっておらず、さらに水素供給における法規制上の課題もある。

3 点目として、脱炭素型ライフスタイルへの転換について、国においては国民の行動変容やライフスタイルの転換を強力に後押しするため「デコ活」を展開しているが、市民や企業への認知度が高まっていない。中でも移動の脱炭素化に向けた C E V の普及については、導入促進に係る補助金はあるものの車種が少なく、また充電設備についても集合住宅への導入ハードルが高いことなどから普及率が低い状況にある。

4 点目として、家電等廃棄物について、国は再資源化を進めるために回収量の増加に向けた取組を求めているが、再資源化に係る自治体の財政的負担が大きいか、小型充電式電池の回収方法には課題が多い。

5 点目として、プラスチック廃棄物の分別収集等について、現状、プラスチック使用製品廃棄物の収集等に対する特別交付税措置があるものの、事業者負担がないため自治体の費用負担が大きいことや、再商品化事業者が少ないことがあげられる。

ついては、持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組を一層推進するため、以下のとおり提言する。

1 地域脱炭素推進交付金制度の運用面の改善

(1) 脱炭素先行地域における柔軟な対応と財政措置の拡充

脱炭素先行地域について、資材価格の高騰による事業行程の見直しなど、特に指定都市の規模では影響が大きいことから、当初想定し得ない状況への柔軟な対応ができるよう、交付期間の延長及び年度間や事業間調整をしやすいなど運用を見直すとともに、脱炭素先行地域づくり事業による交付金活用後も、十分かつ継続的な財政措置を講じること。併せて、国庫債務負担行為の設定や基金での運用を認めるなど自由度の高い交付金制度とすること。さらに、電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロの実現のため、地域内の再エネ発電設備設置が難しく域外から再エネを調達する必要がある場合、従来電力よりも費用が高く導入が進まないことから、財政措置により支援を拡充すること。

(2) 地域脱炭素推進交付金の上限額見直しと地域特有の課題に対する補助率の上乗せ

地域脱炭素推進交付金について、人口や産業が集中する指定都市が地域脱炭素の施策を効果的に展開するには事業規模が必然的に大きくなることから、上限額を引き上げ、自治体の規模に見合った設定へ見直すこと。また、地域特有の課題への補助率を上乗せする等、地域の実情に合った制度とすること。

(3) 重点対策加速化事業の柔軟な対応等と評価事項の見直し

重点対策加速化事業についても、脱炭素先行地域と同様に、柔軟な対応と財政措置の拡充を行うこと。また、評価事項に「財政力指数が低い地方公共団体であること」があげられているが、他都市への波及効果を期待できる指定都市は比較的財政力指数が高く、採択される可能性が低くなることから、この評価事項を見直すこと。

2 水素利活用に向けた支援

水素エネルギーの需給拡大のため、公共部門や産業部門におけるFC商用車両や水素利活用設備の導入に向けた更なる支援及び社会実装に向けた技術開発を進める企業へ幅広い支援を行うとともに、中小企業の水素産業への参入を促進すること。また、水素需要の拡大に不可欠な水素ステーションの事業性確保のため、整備や運営に係る経費に対する継続的かつ十分な支援及び各種規制の緩和を行うこと。

3 脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた支援

脱炭素に向けた国民による行動変容を後押しするため「デコ活」推進活動を強化するとともに、具体的な行動の一つであるCEVの普及を後押しするため、導入促進に向けた車両開発及び車両の購入、充電設備の導入補助について、制度及び財政措置の充実を図ること。

4 家電等廃棄物のリサイクルシステムの促進に向けた支援

(1) 小型家電の再資源化に向けた財政措置や製造者責任の導入

再資源化に係る自治体の負担に対して国による財政措置や、製造者及び販売者による自主回収を促進させる仕組みの構築等、自治体の状況を踏まえた施策を検討すること。

(2) 家電リサイクルの円滑かつ適正な推進

円滑で適正な家電リサイクルを推進するため、再商品化等に係る費用の徴収方法を販売時費用回収方式（前払方式）又は製品価格への上乗せとすることや、自治体の負担となっている不法投棄家電の収集運搬費用及びリサイクル費用に対する財政措置を講じること。

(3) 小型充電式電池の適正処理に向けた体制確立

拡大生産者責任の観点から、海外製品輸入事業者等の J B R C への加入の義務付けや、現状回収対象外となっている破損・膨張等している電池の J B R C への受入態勢の整備等、小型充電式電池の確実な回収に向けた措置を講じること。また、小型充電式電池の取外しが容易な製品の製造や内蔵判別用マークの表示等、小型家電の製造者による環境配慮設計の促進を図ること。

5 プラスチック資源の循環体制の推進に向けた支援

(1) 製品プラスチックの再商品化に向けた財政措置の拡大

再商品化に係る経費の増加分に対する特別交付税措置に代わる新たな交付金制度の創設等、十分かつ確実な財政措置を講じること。また、拡大生産者責任の観点から、製造者及び販売者がプラスチックの資源循環に係る費用を拠出する仕組みを導入するなど、安定的かつ効率的な再商品化体制を構築すること。

(2) 再商品化施設の偏在及び不足の解消並びにリサイクルプラスチックの需要拡大のための支援の拡大

安定的かつ効率的な循環体制の推進に当たり、地域によって中間処理業者や再商品化事業者が近隣に存在しないといった課題があることから、全国的にバランスよく立地するよう国による適切な支援を行うこと。また、低コストでより質の高いリサイクル技術を早期に社会実装できるよう技術開発の支援を加速化させ、再商品化事業者の十分な処理能力を確保させることに加えて、製造者による環境配慮設計やリサイクル材の利活用に関する技術開発を推進すること。

令和 年 月 日
指 定 都 市 市 長 会